

令和3年度 市民の声一覧(令和3年10月1日～令和4年3月31日)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要	回答(対応)内容の概要	担当課
1月	道路・農道・水路	火曜市が開催されている場所の水路について	火曜市の開催場所(上町)に沿って流れている水路に虫がわいています。何か対策はないものでしょうか。	【生活食品課】 令和4年1月25日、該当水路付近の現場確認を行いました。ユスリカ等の飛翔はほとんどの箇所を確認できませんでした。 同日、該当箇所の状況について河川水路課と情報共有を行い、川底に藻や草の生えている箇所の浚渫等を依頼しました。 【河川水路課】 要望箇所の調査を行った結果、河川内に藻や雑草が繁茂していました。また、要望箇所を含む升形川の約930メートル区間に雑草が生え、ゴミ類の投棄があったことから、3月中旬に除草・清掃等を実施しました。 今後も生活食品課と情報共有し対応していきます。	河川水路課 生活食品課
2月	道路・農道・水路	木の伐採について	町内会の者です。 高知市から、〇〇町にある〇〇橋の端にある木を伐採してほしいとの連絡があり、江ノ口川側の木を伐採しています。 この〇〇橋付近にある1本の木は天皇が植樹された木であると住人の方から聞きました。 そのような木を町内会で伐採していいものでしょうか。	令和4年2月16日電話にて、該当樹木の伐採について町内会と高知市(道路管理課)で行った協議内容の経過を説明し、要望者からの理解を得ました。	道路管理課
10月	道路・農道・水路	消防署解体工事現場からの落下物について	現在、市役所東側にあった消防署の解体工事を行っています。 本日の夕方、解体工事現場前の歩道を通行していた時、直径10cm程のコンクリート片が落下してきました。 幸い当たらずに済みましたが、わずか1m程の至近距離でしたので、もし当たっていたらと思うと恐ろしく感じます。 その場にいた作業員と思われる人に対して、コンクリート片が落下したことを伝えましたが、きちんとした返答はありませんでした。 歩道の通行規制や落下物防止の屋根等もありません。 多くの人が通行する場所であり、落下物があると大変危険ですので、至急対応をお願いいたします。	お知らせいただきました落下物の件につきまして、本日工事責任者に現場で確認しましたところ、現在消防署の解体が終わり、隣の〇〇ビルの解体中であり、解体工事が終盤となり、昨日は落下物防止等の設備取り外し作業を行っている中で発生した落下物であることが判明しました。 本来、このようなことはあってはならない大変危険な案件ですので、現地において、再発防止のための道路上の安全対策につきまして協議しましたところ、 1 作業時間を見直し、朝や夕方等人通りの多い時間帯の作業を控えること 2 解体後のビル建設工事期間にも落下物防止等の設備を再び設置していくことから、囲い等工事設備の安全点検を再度実施し、再発防止に努めること 3 現場作業員、警備員への安全意識及び対応を徹底することについて、直ちに実施するとの回答を得て、対応するように指導を行いました。	道路管理課
10月	道路・農道・水路	交通安全杭の補修について	金曜市が開催されている東側の愛宕町とJR土讃線の市道交差点にある交通安全杭が、沢山ちぎれています。 先日、ざっと数えたところ9本でした。 通学路ですし、夜間もそれなりに車が通る道路ですので、補修等をお願いいたします。	県道高知本山線に係る要望については、高知県土木事務所に連絡し、県の対応済を確認しております。 市道に係る要望については、道路管理課補修係に作業を依頼し、市の対応済を確認しております。	道路管理課
12月	道路・農道・水路	要望書の提出先について	〇〇自治会では、災害発生を未然に防ぐための落石・崩壊対策をお願いしたいと考え、高知市に対して「要望書」を作成しましたので、提出先を教えてください。	該当土地が道路管理課の所管地である場合は、「要望書の提出先は道路管理課です。」と回答しています。	道路管理課
12月	道路・農道・水路	高知駅からはりまや橋までの歩道について	高知駅からはりまや橋までの歩道には、段差や凹凸、水たまりがあります。 この歩道は学生や旅行者の利用も多いので、自転車利用者や歩行者が安全に通行できるように整備することを提案します。 また、おびさんロードに面している店舗のうち、歩道に出すぎている店舗があり、自転車と通りにくいこともあるので、指導やチェックも必要なのではないでしょうか。	高知駅からはりまや橋までの歩道の整備に関しましては、国道であることから、維持管理を行っている土佐国道事務所高知国道維持出張所にお問い合わせください。 (※連絡先TEL:088-843-6603高知国道出張所 なお、ご要望・ご提案の概要(道路の状況など、個人情報以外の内容のみ)につきましては、口頭にて同出張所に申し伝えております。) また、おびさんロード等中心市街地のはみ出しに関しては、商店街組合や警察と協議・連携もしながらチラシ配布等の啓発活動及び街頭指導及び個別指導を継続して実施して、交通の妨げとならない環境の確保に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。	道路管理課